

第 1 2 回 審 議 概 要

(平成18年8月24日開催)

高知県市町村合併推進審議会

第12回高知県市町村合併推進審議会（審議概要）

日時：平成18年8月24日（木）13:30～16:30

場所：高知グリーン会館「グリーンホール」

審議

（根小田会長）

- ・本日の議題としては、次の4点を考えている。

前回、私が出した最終的な答申の構成案について、いくつかご意見をいただいたので、それをもとに修正案を作成。これに対してご意見を願いたい。

長期的にはかなり広域で人口規模のある基礎自治体をつくる方向で議論してきているが、そうなった場合の基礎自治体と県との関係、あるいは県の役割がどうなるのかということについて、これまであまり議論をしていないので、ご意見をいただきたい。

前回少し議論いただいた「広域の基礎自治体となった場合の地域内自治の仕組み、地域内分権の仕組みをどうするか」、「長期構想に向けた今後の各地域内での合併の枠組みや取り組みの進め方」について、もう少し議論を深めたい。

これら以外にも、最終的な答申作成に向けて議論が必要と思われる項目について、ご意見があれば出していただきたい。

- ・まず、答申の構成の修正案についてご説明するが、前回とそれほど大きな変更点はない。前回のご意見の一つに、「はじめに」の部分でもう少し考え方の基本となる理念的なことを書くべきというご意見があったが、これについては、今後議論を進めながら最終答申案を作成する段階で書ける部分があれば少し書いてみたいと考えているので、その部分については変更していない。
- ・一つ目の変更点として、前回の構成案では、「4．長期的に見て望ましい本県の基礎自治体のあり方」の中に「高知県の地理的・地域的特性への配慮」の項目を立てていたが、「将来に向けての各地域の地域づくり、産業振興、社会資本の整備といった問題については、県の役割も含め、そのグランドデザインとか、地域づくりの方向性を示すべきで、財政問題や人口減少・高齢化といった点からだけの合併推進論では、説得力が不十分で、なかなか住民の合意を得られない」というご意見があったので、「地理的・地域的特性への配慮」という形ではなく、「地域づくりの基盤整備と県の役割」という項目を立て、皆さんからいただいた意見を盛り込みたい。
- ・二つ目の変更点は、「5．広域の基礎自治体に取り組むべき課題」のところに「生活機能の維持」を掲げているが、「その具体的内容に、消防、救急、災害への備え、防災についても言及すべき」というご意見があったので、そういう文言を入れて、答申案も書いていきたいと考えている。
- ・変更は以上2点だけだが、なおこういう構成でいいか、皆さんのご意見を伺いたい。前回欠席の川村委員は、答申の構成案についてどうか。

（川村委員）

- ・前回の審議概要を読んで、私自身の考えとそんなに違いはないと思った。ただ、県のリーダーシップについては、各首長もこのことを強く言っていたし、合併新法の中には知事の斡旋・勸

告といった項目もある。また、県議会でも随分議論をしてもらう必要があるので、「おわりに」というところで軽く触れるのではなく、かなり強く触れておいた方がいいと思う。したがって、そのあたりについて、新しく項を起こしてはどうか。そうすれば、市町村長もある面溜飲が下がるのではないか。

(根小田会長)

- ・最後には少し書くつもりだったが、もう少し前の方で書くべきということか。

(川村委員)

- ・「7」でいいが、「おわりに」へ流れ込んでいるので、「おわりに」を「8」にして、「7」として「県のリーダーシップ」を書いてはどうか。

(根小田会長)

- ・「県のリーダーシップについて一項目立てる」というご意見が出たが、どうか。

(坂本委員)

- ・審議会の役割は、「県にリーダーシップを発揮せよ」ということを答申に書くことではないと思う。例えば、道州制や広域基礎自治体の運営のあり方など色んなことを考えていく中で、これからの自治体運営をどうしていくのかという仕組みや方向性を考えるのが審議会の仕事であり、「県がリーダーシップを持つべき」というのは、あくまでも「おわりに」の部分でいいのではないか。審議会の本来の狙いは、自治体運営の仕組みをきちっと提言・答申するのが筋であり、私はこのままの構成でいいと思う。
- ・もちろん、おっしゃる意味はわかるので、「おわりに」ではなく、「6」の「広域の基礎自治体と県の関係・役割分担」の次に、「それを実現していくためには県のリーダーシップは欠かせない」という書き方でどうか。

(川村委員)

- ・審議したものを答申としてきちっと取りまとめて出すわけだが、市町村の枠組みといったことは極めて政治的な問題であり、この責任を事務方に全部負わせて、あとは粛々とやりなさいというわけにはならない。したがって、これは知事も相当の覚悟をもって、道州制への取り組みも含め、今後、県下の市町村合併をどういうふうに誘導していくのか、ということをきちんとしておかなければならない。夕張市のように「破綻してから取り組みます」では、なかなか難しい問題が出てくると思う。
- ・つまり、夕張メロンがごろごろするような状態を生まないように、健全に持ちこたえていけるよう、合併、あるいは合併しなくても・できなくても、こういう広域連合体でやっていくということについて、県がかなりイニシアチブを取っていかなければならないと思う。それは知事のリーダーシップとともに、県議会も動かなければ、我々がいくら言っても話にならない。答申を活かしていくためには、そういう取り組みが大事であり、従来の審議会の意味合いとは若干違うと思っている。
- ・行政ペースだけではなかなか進まないのではないかと思い、あえて知事・県議会にリーダーシップを発揮してほしいと思うし、これは、市町村長の願いでもあると思っている。

(松本委員)

- ・「おわりに」が必要だろうか。これからは、ゴーイング・コンサーン(「継続」という社会責任)が必要なので、「おわりに」という言葉をもう少し変えてみてはどうか。川村委員から県議会の話が出されたが、審議会では、県下の各地から選ばれた委員が提言・審議をしているわけなので、議会筋への提言についてはいかなものかなという感じ。
- ・もちろん、合併は、基本的に住民の皆さんの意向、そして執行部、各市町村議会が中心になって論議することが第1のベースであり、県議会においてもそのベースが必要と思うが、県議会に背負わせるという意味合いのものでもないと思う。
- ・次に、前回、私から「4」の中の「高知県の地理的・地域的特性への配慮」を変えてもらいたいという意見を出したが、高知県の東西に長く、中山間を多く抱える中での問題点について色々悩みながら「地理的・地域的特性への配慮」という言葉を会長が使ったのかなと思うので、一概に「地域特性への配慮」という言葉は削除しなくても良いので、そこは適切に検討していただきたい。

(根小田会長)

- ・「県のリーダーシップ」については、項目を立てるかどうかは別にして、「6」のところの最後でもう少し強調して書くことも検討する。
- ・「4」の「地理的・地域的特性への配慮」については、「5」でも色々な形で触れることになると思うので、そこは完全にドロップさせることはない。

(坂本委員)

- ・今日、結論は出ないと思うが、「6. 長期的に見て望ましい自治体の実現に向けて」の4つの項目については、最終的には結論をタイトルにする方向がいいと思う。例えば、2番目の「合併が難しい自治体の当面の対応」であれば、「広域行政を試みて、何とか」と、タイトルを見れば内容がある程度分かるようなことを意識しながらまとめていってもいいと思う。

(根小田会長)

- ・おっしゃる通りだ。そこに書いている内容を要約するようなタイトルが一番いいと思うので、最終的に考え直したい。ほかに何か意見はないか。

(川村委員)

- ・組み立てとしては、「なぜ合併が必要か」「長期的に見て望ましい基礎自治体」「合併にいけない・時間がかかる自治体の運営すべきこと」「県のリーダーシップ・イニシアティブ」の4点については、どうしても触れておく必要がある。
- ・「なぜ合併が必要か」は「2. 地方自治体を取り巻く諸情勢」でうたわれるかなと思うが、合併しない場合・すぐに合併できない場合のことが、どこに出てくるのか、もう少し明確にすればいいと思う。

(根小田会長)

- ・そこは、多分「6」のところ、例えば、「合併を望んでも非常に難しい自治体が出てきた時にはどうするか」といった内容で書くことになると思う。本日の後半の議論では、「長期的にはかなり大きな規模の広域の基礎自治体を目指す、そのプロセスでは非常に難しい問題があ

りますよ」ということについて、検討してほしいと思っている。

(川村委員)

- ・項目をあげずにか。

(根小田会長)

- ・そう考えている。

(坂本委員)

- ・どこまで踏み込んだ答申を書くのか、川村委員のおっしゃるように、色々なケースに対してそれぞれの処方箋を書く方法はあると思うが、極めて難しい議論になる。
- ・将来の広域行政も含め、地方自治のあり方についてきちんと議論をし、逆に、合併の難しい自治体の議論こそ政治判断の部分が非常に大きいので、議論が難しい場合にはさらっと流す程度でいいのではないか。

(片岡委員)

- ・道州制の今後のあり方や方向性については、「6」のところの「合併新法適用期限後の取り組み」で取り上げることになるのか。

(根小田会長)

- ・そこは多分、道州制をどれくらい考慮に入れるかということになるが、「6」の「広域の基礎自治体と県の関係・役割分担」あたりに関連して議論することになると思っている。道州制の議論の一般的なことは「2」で書き、「具体的に我々が今後の高知県の基礎自治体のあり方を考える時に、道州制をどこまで念頭に入れるか」「道州制をにらんだ時に、県と基礎自治体との関係がどうなるか、県自体がどうなるか」とかというような話は、「6」で書くことになると思う。
- ・この答申の構成案については、まだまだ暫定的なもので、いくらでも修正していくことは可能。今日のところはこれぐらいにし、いただいたご意見を参考に最終的な案づくりを進めたい。
- ・次に、今日のメインの議題で、これまでこの審議会ではあまり突っ込んだ議論をしてない、答申の構成案「6」の中の、我々が考えている広域の基礎自治体を作っていった場合の「基礎自治体と県との関係・役割分担」がどうなるのか、その辺の問題を議論したい。この点について、事務局で資料を作成してもらっているので、まず説明をお願いします。

資料「広域の基礎自治体と県のあり方」に関する事務局説明

1. 基本的な考え方

地方分権、基礎自治体のあり方に関する基本的な認識をまとめている。

2. 都道府県と市町村の役割分担の考え方

平成15年の第27次地方制度調査会の「今後の自治制度のあり方に関する答申」から、考え方を抜粋。

3. 「国と県との関係」で念頭に置いておかなければならない動き

(1) 三位一体の改革

地方分権改革を進めることを前提に、地方は「三位一体の改革」を受け入れてきたが、これまでは、あまり地方への権限移譲が進んでいない。しかし、この7月に出された骨太の方針では地方分権に向けた法律の見直しも明記され、地方の側でも全国知事会で新地方分権一括法の実現を目指すといった方向を確認をしている。そういった意味で、地方分権へ向けてさらなる取り組みを進めていくという方向で動いている。

(2) 道州制

今年2月に地方制度調査会の答申が出され、そこでは、国の役割として本来果たすべきものとしては、外交や防衛などに重点化し、内政は地方公共団体が担っていくということが、基本的に目指すべき方向として打ち出されている。

4. 今後の県の役割について

上の基本的な認識・考え方のもと、現在の県の役割が今後どうなっていくかという方向を検討したもの。

現在の県の役割を地方自治法に基づいて分類し、今後の方向性を検討

広域事務（事務の対象や効果が市町村の区域を越えて広いという意味）

【今後の方向性】

「明らかに全県的な影響や効果を及ぼすもの」「市町村・市町村間の共同処理の手法を活用した際、的確な対応が困難、または著しく非効率的なもの」「地域の一体的視点から総合的、計画的な企画・調整が必要なもの」に限定をされてくるのではないかと考える。

例えば、県道の場合、現在は複数の市町村にまたがっているが、基礎自治体が広域になれば、一自治体に収まってくる事業は、基礎自治体でおこなうことができると考えられる。また、大きな河川で区域を越えているものも、占用許可などは地域で出来るようになり、県の役割は限定される方向。

連絡調整事務（市町村間の連絡調整と、国と市町村の間で連絡調整するという意味）

【今後の方向性】

地方分権が進み国の関与が縮小すれば、国と市町村との間の連絡調整事務は自ずと少なくなるし、市町村に対する助言といった場面も少なくなるので、県の役割は縮小していくのではないかと考える。

補完事務（規模や性質によって、なかなか市町村では出来ない、あるいは市町村が処理する事が適当でないものを県がやっていくという考え方）

【今後の方向性】

事業の規模が大きいために財政負担が大きいたったことや、事務事業の性質から高度な技術力・専門力が必要な場合にそうした技術力を要する職員を置くことができず、県がやっているものがある。そういったことについては、先ほどの基本的な考え方に照らせば、本来市町村がやるのが望ましく、市町村で共同処理し、スケールメリットを活用することも検討できる。この場合にも、県の役割は小さくなっていく方向として、考え方で整理をしている。

(根小田会長)

- ・広域の基礎自治体と県との関係・役割について、どういうふうな方向になりそうか、あるいはどうあるべきか議論したいが、今の資料について質問・意見はないか。

(川村委員)

- ・一つは、住民にとったら安心な生活というのがものすごく大事になってくるわけだが、最近是非常に犯罪が多く、そういったことに対する防犯、警察といったことは、果たしてどちらに入るのかという質問をしたい。
- ・もう一つは、「大きな河川」の説明があったが、これは2級河川を指すのか、1級河川を指すのか、具体的に話してもらいたい。

(事務局)

- ・河川について先にご説明すると、2級河川、1級河川を法律的な意味で説明したのではなく、複数の市町村にまたがるような大きな河川でも、大きな自治体になればその流域が全部1つの自治体になる場合もあるし、複数にまたがる場合でもすべての事務を県がやる必要はなく、地域で出来る部分が出てくるという意味。例えば、現在は、A町・B町・C町にまたがった河川関連の事務は広域の事務として、整備や管理を県がやっているが、それを広域的にどうしても県がやる必要がある事務と、必要ない事務に分けたうえで、県がやる必要のない事務は「基礎自治体優先の原則」からそれぞれの自治体でやることも可能という趣旨。

(十河部長)

- ・少し補足すると、複数の市町村をまたがって河川が流れている場合に、市町村ごとに堤防を補強するのは非効率であるし、財政力・技術力の面からも、現在は県が管理者として、広域的な視点で防災上の堤防整備などはやっている。これを、例えば、イベントに使うといった河川の利用などは、市町村に権限を移譲していくことも考えられるし、広域の自治体になってその自治体内で完結できる場合で、技術力・財政力・防災上の機能確保が果たせるならば、県管理の河川を市町村管理にしてもいいのではないかと、という説明の趣旨。

(事務局)

- ・もう1点、警察については、地方制度調査会の中でも、特に事例として明記はされていないが、これはなかなか市町村へ移るといった性格にはならないのではないかと考えている。

(根小田会長)

- ・事務局への質問になるが、今、県がやってる事務で基礎自治体に移せるもの、逆に県の仕事として残すもの、これまでの分権改革の中で県として具体的な整理はされているのか。

(事務局)

- ・基本的な考え方はご説明したように整理しているが、具体的な事務にあてはめたらどうということになっていくのか、現在作業中。

(根小田会長)

- ・そこが、もう一つの大きな問題になると思う。この審議会でも、「二重行政みたいな部分があ

って、こんなものは整理してどっちかに一本化すべきだ」といった意見が以前に出されたが、その辺の具体的なところについて、どういうものが二重行政なのかが、よくわからない。

(事務局)

- ・一例では、現在、福祉の分野で、ほとんどの業務を市町村が直接やるようになっているが、県にもそれを担当する部局や出先機関があって、地域の調整やアドバイスをするような形で重なってやっていることがある。

(根小田会長)

- ・それは、実態として、どちらかに一本化してやれば一方は必要ないということが言えるのか。あるいは、それぞれに役目があって両方とも必要ということか。

(隅田副部長)

- ・見直すべき所は当然あるが、現在の国との関係の中で現状の形となっているものがある。ただ、県でも、この機会に基本的にできるだけ市町村に移すという考え方のもと、どうしても移せない事務は何なのかといった視点で、各部局との打ち合わせをしている。まだ資料としてまとめることができていないが、そういう作業はしている。
- ・権限移譲について言えば、これまでも百数項目にわたって、市町村に移せる事務を整理し、「ご希望があれば移します」ということで進めているが、なかなか進んでいない状況。基本的には、本日ご説明した考え方のもとに、本当に基礎自治体に移せないものは何か、具体的に広域の基礎自治体をイメージしたうえでどうなるのか、今、各部局に投げかけ、調整している。

(島田委員)

- ・将来、3つのブロックなのか、6つのブロックなのかは別にして、ある程度大きい自治体になった時に、私は少なくとも中核市程度の権限移譲をするべきではないかと思っている。例えば、県内の市が中核市になった場合、権限移譲を含め、県と市の事務整理はすんなり描くことができるのか。

(事務局)

- ・高知市がすでに中核市になっており、基本的にはそれと同じ考え方になると思うので、そういう整理は可能。

(根小田会長)

- ・現行の法律では出来ないかもしれないが、かなり大きな基礎自治体をつくった場合、島田委員がおっしゃったような中核市への権限移譲に近いことは可能なのか。

(隅田副部長)

- ・現在の法制度では、中核市30万、特例市20万という形で厳密に権限が規定をされているが、地方分権の流れの中で、例えば、教員の人事権は来年から中核市へ移るといったように、だんだん権限が拡大されてきている。
- ・また、県でも、どんどん権限を移そうという基本的な考え方がある。法的な詰めは検討しなければならないが、今、高知市が保健所を運営していることなどを例に、基本的には統一して移

せるような整理もできるのではないかと考えている。

(松本委員)

- ・私も、広域の基礎自治体になることによって、現在県で行われている税、保険、福祉、教育、土木、港湾、漁港、森林土木については、権限移譲は可能と判断しているし、そういう方向で広域の基礎自治体と県のあり方をまとめていく必要があると考えている。
- ・これから先、総合庁舎など県の主要な施設が広域の基礎自治体になった場合にどうなるかと考えてみると、そういう県行政の方向性について、県の中でも話をされていくべきではないか。
- ・先ほどから、広域の基礎自治体に任せられるものは何かという意見が出されているが、分野ごとにどういう権限移譲ができるのか、論議をして、県に出してもらった方がもっと分かり易いと思う。
- ・それから、前段で県と広域の基礎自治体との関わりということがあったが、道州制について県はどのような将来展望を持っているのか、どこかに記述があれば、もっと分かり易い。

(坂本委員)

- ・県がまとめた中に前提がほとんど出てると思うが、それをもう1回再認識をした方が良く思う。1つの前提は、道州制も踏まえ、国は、通貨・国防・外交といった部分を担い、それ以外は基本的に地方政府に移すというのが基本的な流れであること。
- ・次の前提は、少し議論の分かれるところかもしれないが、基礎自治体にすべての業務が移管された状況を想定するのか、あるいは基礎自治体は本当に対面サービスだけに特化し、今でいう県のような組織が中間的なその他の事務を全部やることになるのか、前者を取れば、すべての基礎自治体に主要な業務は移管されるので、それだけの能力に見合う規模にするということ。
- ・もう1つの前提は、道州か県かという議論はあまり重要ではなく、四国の大きさが四国県となるぐらいに思えば良い。また、道州制と今の県の制度とは必ずしも矛盾するものではない。そう考えれば、「県の仕事は何か」と言うと、明らかに各基礎自治体にまたがる川とか、道とか、山とかの部分と、広域的に管理する必要のある治安になる。
- ・あと、前提に考えることは、2020年から2030年ぐらいを目途に地方自治の姿を描こうとしているということ。
- ・そのうえで、例えば、今の中核市程度の土地利用計画まで権限を与えたり、保健行政の権限も与え、今の中核市レベルの権限は持つとしたらどうなるのかという前提で議論をしていけば、かなり突っ込んだ議論ができると思う。

(片岡委員)

- ・今朝の新聞に吉野川の件が出ていたが、国の管理部分は河口から池田までがほとんどで、県内では早明浦ダム付近の1キロだけということで、なかなか嶺北の町村は大変だろうなと思った。国は、こういう国土保全について、防衛や外交と同じように国の仕事としては考えず、これも移譲していくという考え方なのか。2、3年前に大川村で大雨があったりしたように、四国の場合は山が多いため砂防の問題もある。

(根小田会長)

- ・28次地方制度調査会の道州制の答申ではどうなっていたか。

(事務局)

- ・本来、河川は国の管理だが、その一部は都道府県に任せていくという形で役割分担がされており、管理上の重要な部分や受益者が多い部分は国がやっている。今は、国土保全の多くを国の出先機関が担っており、基本的にそういう国の出先機関の部分は道州の役割へ移っていくといった方向で議論がなされている。

(根小田会長)

- ・河川や森林とかもそうか。

(事務局)

- ・基本的にはそうなっている。ただ、三位一体改革の議論の中では、そこを地方が担うべきか、国が責任を持って担うべきか、都道府県で議論した経過はある。
- ・地方制度調査会の中での議論では、今の国の出先機関が実施している事務はできる限り道州へということであり、国土保全の部分は地方整備局などで現在整備していることから、そういう部分が道州へくるという方向にある。

(根小田会長)

- ・その場合、問題はどこが財政負担するかということ。受益と負担という点では、公共サービスで利益を得ている人たちが負担すべきだという発想もあるが、河川や森林には色々な機能があることを考えると、国が責任を持つべきだと考えている。
- ・実際の管理をどうするかという問題と、どこが財政的に責任を持つかということは、別問題と考えており、その辺の議論は、国に対しての要望などを検討する際に話したい。

【休 憩】

(根小田会長)

- ・ 県と基礎自治体の関係について、財政規模など量的なことではなく、機能や役割の面で言うと、地方分権改革のあるべき姿としては「小さな県」と「大きな基礎自治体」になるべきであり、そういう方向で考えていくことが基本だと思う。そのあたりで、具体的な整理を県の方で検討してってもらわざるを得ないと思うし、道州制が絡んでくると益々そうなるのではないか。
- ・ 次に、前回も少し議論していただいたが、我々の考えている長期の将来像に至るまでの取り組みについて、合併新法の期限内の取り組みとしてどういうことが考えられるか、旧法の下で合併した自治体についてはどう考えるか、新法期限内の合併の枠組み、長期的に見た広域の基礎自治体の最終的なブロック・枠組みを具体的にどう考えるのか、ご意見を願いたい。
- ・ 合併新法の期限内に小さな合併をやるよりも、広域行政を活用して対応し、長期構想は一気に具体化する方が良いといった意見を川村委員はお持ちのように伺っていたが、少しご発言を願いたい。

(川村委員)

- ・ 私は、やはり道州制を中央へ据え、国自体がどういう再構築をしていくのかが大事だと思う。道州制をきちんと示し、国の役割は、国防・金融・外交などに集約し、その他は道州へ移し、二級河川や県道は基礎自治体へどんどん任せるべきだと思っている。そして、それに伴う財源は、6対4を5対5、あるいは逆に4対6にしていくということが大事。
- ・ 道州制を中心に考えなければ、「今、合併をやりませう」と言っても、合併新法でそれほどのメリットがない中では、直ちに合併新法期間中に県内の市町村合併が一段と進むことはないと思う。なぜなら、高知県の一次合併は、近隣町村を対象にした小さな合併となり、なかなかうまく進まなかったわけで、この反省に立てば、合併新法で一気にとすることは難しいだろう。
- ・ しかし、このままでは財政はもたないので、教育委員会を広域連合でやる、農業委員会は5カ町村1つでやる、監査委員会は単独で持たないというように、できることは広域行政でやっていくのが次善の策であり、これを示す必要がある。
- ・ ただ、それを示したとしても、身を切るのは辛いので、総論賛成、各論反対となるだろう。高知県の35市町村が夕張市のような状況になることも考えられるほど、財政状況は逼迫しているのだから、合併の姿を示すとともに、広域連合をどう構築するかを迫らないといけない。あっちの水も、こっちの水も苦いわけだが、どちらがこらえやすいかということ、この審議会で議論していかざるを得ないと思う。

(根小田会長)

- ・ 前回の議論では、「県内の小さな自治体では、広域行政による対応だけではもたないのではないか、だから、合併新法期限内の合併の必要性も選択肢の中に入れて、そのうえで、次のステップを考えるという2段階的な形も選択肢としては提示しておくべき」というご意見もあった。また、「一般的に旧法の下で合併した自治体が、すぐに次の合併の論議に入るのは、なかなか難しいが、世の中の変化は非常に激しいので、2015年まで何もせず、ずっと待っていることが、対応としていいのかどうか」という議論もあった。
- ・ このあたりの視点で、答申の構成案の「6」に関連してご議論・ご意見を願いたい。私は、すでに合併をした自治体も含め、我々が考えている長期的な将来像に向けて、県が構想を出した後、広域ブロックごとに協議をする場が必要だろうと思う。また、その想定した広域ブロックの中で広域行政の活用の可能性などについて、議論に参加していただく必要があるのではな

いかという気持ちも持っている。そのあたりを答申の中で書ければ、書いていく必要があるかもしれないと思う。もちろん、実際問題としては難しいだろうが、合併した市町村がすぐさま次の合併議論をすることを排除するものではない。

(島田委員)

- ・今日いただいた答申の構成案の中の「6」の2つ目の「合併が難しい自治体の当面の対応」について確認したいが、これは「当面の合併が難しい自治体の対応」と理解すべきと思う。審議会の最初の頃の議論に「合併できないところは県が面倒を見るようなこともあっていいじゃないか」という意見があったように、この審議会としては、すべてを網羅した形のブロックを作り上げるわけだから、「当面の合併が難しい」というふうに今までの議論の流れの中で理解しているが、どうか。

(根小田会長)

- ・それは、これまで合併した自治体も、しなかった自治体も含めてという意味か。

(島田委員)

- ・審議会として、2030年を見通して、合併が難しい市町村が県内にあるということ、今、認識として持っておくかどうかということ。つまり、「2020年から2030年を見通した時、こういうブロックで合併するのが望ましい姿である」と打ち出した時に、そこから漏れる市町村がないという審議会の認識ならば、「当面の合併が難しい自治体の対応」ということになる。

(根小田会長)

- ・それでいいと思う。例えば、合併新法の期間内に合併した方がいいが、合併をしたいと思っても難しい場合があるので、そういう場合、当面どう対応するかと言えば、広域行政などを活用して乗り切ろうというような内容になるのではないか。
- ・この部分も、もっと詰める必要があって、「広域行政については屋上屋みたいな問題点もあり、それよりも合併の方がずっとすっきりして良い」という議論もあったので、「やむを得ない場合には、広域行政みたいなものもある」くらいの書き方になることも考えられる。

(西森英委員)

- ・県下的な二次合併(広域化の枠組み)には、一定の時間がかかる。この部分の書き方は、「そこに至るまでの間に、現在それぞれの市町村が行っている事務、事業の一部を、必要に応じて二次合併に先駆け広域行政で対応する」という事になるのではないか。

(根小田会長)

- ・もう少し整理することにしたい。

(坂本委員)

- ・今の西森英委員の提案に賛成。2020~30年とかの先を想定している中で、合併新法が5年とかでは、端から自己矛盾がある。小さい政府ができて、しっかりした基礎自治体ができるといったイメージを描いたときに、今からどうしていこうかという議論が軸足となった方が分

かり易いと思う。

- ・それから、「6」の一つ目の「市町村合併の組み合わせ」のところでは、必ずコアになるまち、都市を考えていかなければならない。そうすれば、自ずから核になり得ない都市がでてくるわけで、かなり客観的なデータでもってゾーンに切らなければ、物議を醸し出してしまいう可能性が高い。

(根小田会長)

- ・コアになる都市については、あまり神経を使っていなかった。と言うのは、かなり広域の基礎自治体の中にいくつか都市があるという場合に、一極集中的なことを考えると、逆にまた色々な問題が出てくる。少なくとも、行政サービス・公共サービスの供給の仕組みでは、いくつかの拠点を考えざるを得ないのであって、コアになる都市をどこにするかということが問題になるだろうか。松本委員は如何か。

(松本委員)

- ・これから2020～30年を見通した時に、一定の社会構造上、やっぱりこうなっていくんだというのは、誰が考えても大体分かっており、そういう方向性の中で将来展望していけば、「ここがコアです」なんて言う必要性はないと思っている。
- ・広域の基礎的自治体の成すべき仕事は何なのかと言えば、社会経済的な条件整備が大前提にある。それを成すために、自立した自己完結型の地方自治をどう達成していくかを考えて進めるべきであり、この市がどうこうとかいうことはあまり気に留めなくてもいいのではないか。

(根小田会長)

- ・合併の組み合わせについては、合併新法の期間内にはここがこういう形で合併した方がいいんじゃないかということを答申に書くことも想定されるのだから、さっきの合併が難しいという話でいけば、例えば、嶺北地域をどう考えるか、これはすごく難しい。最近、あるマスコミにインタビューされた時に「大川村、どうするんですか」と問われて、「ちょっと待って。即答できません」と答えざるをえなかった。
- ・例えば、東部では、合併新法の期間内に安芸の9市町村がまとまるという方向を審議会から意見として出せば、積極的に受け止めてもらえるだろうか。その場合に、どこが拠点になるとかは、あまり気にしない方がいいのではないだろうか。

(島田委員)

- ・今、会長から嶺北の話が出たが、先日、高知から土佐山を通過して嶺北地域へ行って来たが、これを高知市というくりにした時、「どういうイメージで、審議会の委員はこれを高知市という名前にしたのか」ということを問われかねないという気がした。山本委員が前回に話されたとおり、高知市をどう考えるかということは、この審議会の大きい課題になってくると思う。

(根小田会長)

- ・私の個人的な感覚では、「嶺北と高知市と一緒だ」と言っても、難しさがあるような気がする。頭の痛い問題だが、事務局は、嶺北と高知市が一つになることについて、どういうふうを考えているのか。

(隅田副部長)

- ・ 前回の合併の時に、当初は嶺北、高知、土佐山、鏡という形で議論がスタートした。その時には、私どもにも、まだ「中核的なまち」ということが感覚としてあった。先ほどおっしゃられた感覚は分かるが、今度の二次合併では、今ご議論いただいているように、どこが中心とかいうことではなく、広く分散型の自治体が形としては1つにまとまるというようなイメージを持っている。また、状況も当時からはかなり変わってきており、新しい形の自治体という意味では、従来の固定概念に留まらないものとして捉えることも一つだと思う。
- ・ 確かに、今の感覚では、なかなか住民の方にご理解をしていただけない部分もあると思うので、この審議会で十分ご議論いただき、私どもはその内容をお受けして構想をつくっていく必要があると考えている。

(根小田会長)

- ・ 前の検討委員会の報告書にも、嶺北、高知、土佐山、鏡という形が、モデルとしてパターンに入っており、想定外ではなかった。
- ・ 具体的な枠組みは最終的な詰めの時がいいと思うが、長期の将来像に至るまでの取り組みとしては、新法期限内での合併の意義、効果、必要性があると考えられる組合せについては、積極的に選択肢として検討するとして、私が少し気になるのは、新法期限内に合併して、さらに次のステップを考えた場合、そのエネルギーやコストについて心配な面がある。相当、腹をくくって取り組まないといけないと思うが、どうか。

(隅田副部長)

- ・ 実際に担当される市町村のご意向もあろうかと思うが、実例としては、今、高知市が2回目の合併をやっている。それを見て感じるのは、1回目は色んな試行錯誤をしながら議論を重ねたが、その時に比べると、2回目の事前準備などはある程度職員が慣れているといったこと。
- ・ もちろん、春野町は初めてで大変だと思うが、高知市側には一定のノウハウが身に付いている。そうすると、他の合併市町でもポイントの部分についてのノウハウがあれば、初めての所に対して上手に調整していくこともできるのではないかと思う。

(根小田会長)

- ・ もう一つ、第一次合併ですでに合併した自治体については、10年間、15年間ぐらいの特例期間で新しいまちづくりを頑張るということになっていて、次の合併論議にはなかなか参加してもらいにくいかもしれない。ただ、我々の考える長期構想に向けて、広域ブロックで協議するような場をつくっていく時には、そういった自治体にも参加していただき、広域行政の活用の可能性も含め、論議に加わってもらいたいと思っている。そのあたりを答申の中に書きたいと考えているが、ご意見はないか。

(坂本委員)

- ・ 先ほど嶺北の話が出たが、行政事務を効率化していくという部分で考えていけば、高知市の中に嶺北があるかどうかということは、あまり重要な問題ではない。嶺北地域では、合併のメリットがほとんど見えないし、逆にかえって辛いことも考えられる。基礎自治体の事務を考えた場合、今は3,000の事務を全部やる必要があるが、例えば、嶺北地域では、住民に直結したサービスだけを基礎自治体が担い、後は県がやる、要するに、直轄統治という選択肢が1つある。

- ・もう1つの選択肢は、高知なら高知という1つの自治体として広域の事務を全部やり、各集落の維持管理機能のみを特化してその地域に残すこと。公民館が全部の地域にあって、そこで町内会が機能するイメージ。
- ・この二つのどちらに軸足を置いた議論をするのかということだけだと思う。だから、広域の行政の観点からいくと、嶺北が高知市に入っているか、入っていないかというのは、あまり重要な問題ではない。
- ・ただ、今後、地方交付税のあり方が全く変わってくるだろうから、あれだけ広大なところの国土保全を誰が責任を持つのかということになる。そのためには、今の地方交付税とは違った、新たな国土保全のための原資を付与するような概念が出てくる必要があるが、多分無理。
- ・いずれにしても、高知市が嶺北を包含していくということは、必ずしも無理なことではなく、広域の事務を効率化する一方で、個別の対人サービスを維持させていくことの両立が必要であることに変わりはなく、基礎自治体で完結するという前提で高知市に入ったとしても、矛盾はないと思う。

(根小田会長)

- ・今の坂本委員の議論は、西尾教授が数年前に言った垂直補完と水平補完の2つのやり方に関わっている話だと思う。

(隅田副部長)

- ・27次地方制度調査会の議論の中では、どうしても合併できない離島などについて、県が直接面倒を見るといった垂直補完は、今後引き続き検討すべき課題とされていた。ただ、実際に、その後の国の動きなどを見ると、全国の合併が進んだ状況の中では、そういう特例的な考え方は、なかなか国の方から出てきにくいと思われる。せっかく西尾先生が残された部分について、実効ある検討がなされるかどうか、非常に疑問。
- ・今後、審議会でそういうご意見があれば、それは是非答申に反映させていただき、国に対する主張として出すことは可能だと思う。一方、現実論として、そういう国の制度的な検討もない中で「大丈夫。県の方で考えます」ということで県が具体的に動けるか、事務局としては不安な部分があることも加味しながらご検討いただきたい。

(根小田会長)

- ・現実的に可能かどうかは別として、坂本委員のおっしゃったのは、嶺北4町村はそのまま、機能を極限に限定して、ほかの事務は県かどこかが補完する形を言っているのか。

(坂本委員)

- ・その方法は優先順位で言うと2番目くらい。先ほど、隅田副部長が言ったように、今の国の流れが自己完結型の広域を担う基礎自治体をつくる方向であれば、自己完結型の自治体と機能限定型の自治体が存在するという前提は難しく、プライオリティーが高いのは、中央県域で考えた場合には高知市しかない。直轄統治は、この議論の中では遠いと思った。
- ・行政事務の効率化は、面積には必ずしも比例しないので、あとは、森林資源の管理、河川の管理、地域コミュニティの維持、保健、教育といった部分について継続させていく高知流のやり方をつくっていく必要があるが、それがまた非常に難しい。

(根小田会長)

- ・次に、前回、広域の自治体内部の自治や分権の仕組みに関連して事務局から資料を出していただいて少し議論したが、これについて何かご意見はないか。
- ・前は、坂本委員から「行政組織と自治組織の間のコーディネーターの役割が非常に大事」といった意見が出された。地方自治法や合併特例法では、地域自治区や合併特例区といった制度があり、そこでは地域協議会をつくっていく形になっているが、その性格は、基本的には諮問機関だと思う。
- ・一番肝心なのは、住民の自治組織みたいなものがどこまで機能するかということであり、実際には、中山間地域で自治組織がきちんと機能するためには、自治組織のリーダーが地域協議会のメンバーになるといったことも大事のような気がする。そうでなければ、自治の機能が維持されるのが難しくなる可能性もある。鍵はそのあたりだとは思いますが、何かご意見があれば出していきたい。

(坂本委員)

- ・高知市の町内会や町内会連合会のイメージが考えられるが、広域の1つの市ができた時に旧町村の従来の既得権争いのようなことも出てくる可能性がある。また、地域に実際に予算を配分するのか、しないのか、という色んな問題もあると思うので、そのあたりに関して松本委員と川村委員にお聞きしたい。

(松本委員)

- ・合併をしてない市長が言うのはなかなか難しい回答だが、やはり、それぞれの市町村はそれぞれの自治組織を持っており、基本的には、合併しても既存の自治組織をどのようにその延長線上へ持っていくのかということからスタートすると思う。
- ・合併した市町村長の話を見ると、全部の自治組織の会合や地域の祭りに1回は足を運んでおり、首長は非常に忙しいようだが、各市町村にはそれぞれ伝統ある自治組織があるわけで、まず、それらをベースにして、新たな自治組織の組合せを考えていくがセオリーだと思う。
- ・例えば、東部では、海洋性のところと農村型のところがあって、それぞれ地域性があり、安芸市と芸西村は大体似たような自治組織を持っているが、室戸市へ行くと全然違っている。そういう一定のスタートラインにたって、織物を編むように新しい取り組み方を発見していく必要がある。

(坂本委員)

- ・従来の小さいコミュニティの話とは別に、例えば、安芸広域が1つになったと想定した場合、旧町村単位の意見調整という点で、お金の話も含め大変になるんだろうと思うが、どうか。また、同じ自治という視点で旧来の市町村を見た時、自治についてどんな考えか、教えてほしい。

(松本委員)

- ・例えば、香南市は5町村が合併したため、議会の言い分も変わるだろうから、相当忙しくなったと思う。予算編成にしても、全部の要望を集め込んだらかなり膨らむわけで、どうやってそれを抑制していくのかという課題もあるだろう。
- ・ただ、住民サービスの問題と、クリアしなければならぬ行政上の問題とは、それぞれ別だと思っている。合併によって住民サービスが後退するのであれば、住民は合併を望まないと思う。

したがって、合併による行政のスキームの問題と住民サービスの問題、言い換えれば、組織論とサービス論を分けながら話をしていくべきだ。

- ・合併した自治体は実際にやっているわけで、できない状況ではないだろうと思う。合併すれば当然、行政施策の展開という点で予算の問題が出てくるので、優先順位を考えながら事務事業の選択をする形でやらざるを得ないと思う。

(川村委員)

- ・合併で一番心配をするのは、地域が寂れないようにすること。どの市町村長の意見を聞いても、今までは、合併をしたら地域が寂れるんじゃないだろうかという声が強かった。中央集権的に合併をしてしまうと、そうなると思う。
- ・どうやって地域が主導できる手立てをしていくかが大事。行政においても少量多品目型で、山には山のことがあるし、海には海のこと、平野には平野のことがあるので、それらを一律にするということでは駄目だ。
- ・自治についても、中山間の自治と市街地の自治とは随分違う。また、コミュニティと言っても、中山間では地域コミュニティというとらえ方をするが、市街地ではボランティア団体やスポーツ団体のような機能的なコミュニティになっていく。これは、ゲマインシャフトか、ゲゼルシャフトかといった話と同じ。
- ・コミュニティという簡単なくくりの中にも随分違いがある。その違いをどう保証するかが大事であり、答申の中でも、こういう手立ては必要だということがいる。例えば、合併前にはツー・カーの関係であったことが、合併して手続きが煩雑になって時間がかかり、そのうち面倒くさくなってやめてしまうようなことにならないようにしなければならない。行政は効率化する一方で、自治組織は細分化されたとしても十分に保証していく考え方が大事。
- ・鏡地域の例では、行政連絡員制度という制度を残したが、あまり使われていない状態だ。残した以上はきちんと使っていくことも大事。

(松本委員)

- ・合併に伴って起きる一番の問題点は、地域内自治の問題よりも、住民にとって国民健康保険税や介護保険料・住宅使用料・保育料が上がったといった、生活の支出の部分に影響が出る時であり、このあたりをどう料理するのか、あまり問題点が起きないような方策を取らなければならない。
- ・坂本委員から「合併によって地域内文化が衰退していくようなことがあってはいけない。合併しても輝かしい伝統文化は残っていく」という発言があったが、私も同じ考え。地域内自治や市町村独自の伝統文化というのは、合併によって廃るようなものではない。自分たちが作り上げた自治組織や伝統文化が合併によって衰退するなんていうことは、考える必要はないと思う。むしろ、合併によって地域特性を発揮していく1つの大きな材料に仕上げていく考え方に立って、合併を考えるべき。

(根小田会長)

- ・今の話に関連するが、議員の選挙では、特例で地域的に定数を決めた所と、そうでない所がある。香南市は決めなかったが、それは、比較的狭く山間部は少ない地域に5つの町村が接続し、アクセスの時間距離も非常に小さかったからで、差し当たり分庁的な要素も残されている。そういうことが可能だったのは、地理的な特性があったからで、かなり広範囲になった所では、

やっぱり、地域内自治の問題を考える必要があると感じている。

- ・議員定数は、法律上はどうなっているのか。

(事務局)

- ・現行の制度では、どの自治体でも、人口に応じた定数の選挙区を設けることは可能。合併に際しては、経過措置的なものとして、最初の選挙についてのみ人口ぴったりに応じてやらないことも可能。

(根小田会長)

- ・「伝統文化は合併しても簡単には廃れない」のはその通りだと思うが、問題は、人が住まなくなり、そこでの暮らしが成り立たなくなるような事態は避けなければならないという点。そこで人間が暮らしていける条件がきちんと維持されなければならない。

【休憩】

(根小田会長)

- ・これまであまり議論をしていない答申の構成案の最後の部分、「長期的なビジョンを出した際に、それへ向けてどういうふうに具体化していくか」という話がある。「構想実現に向けた協議組織を設置」とあるが、これは、かなり早い段階で荒田委員から提案されたもの。仮に、3ブロック、6ブロックという広域の方向に向かって「みんなやりましょう」となった時に、ブロックごとの協議組織をつくって検討していく必要があるということだったが、この審議会終了後もにらんだ今後の取り組み方についてご意見を出していただきたい。

(山本委員)

- ・住民の立場で少し不安なことは、どのように合併しても、介護とか、医療とか、保健の予算。これが高知県一本ということであれば、過疎地域に住んでいても安心できるが、市町村の区分けによっては、非常に過疎が大きくなる自治体も出てきて、介護保険料が上がるとか、受けるサービスが変わるといった問題も出てくるのではないかと。住民負担には限度があるので、こういうものは合併から外して考えることはできないだろうか。
- ・例えば、介護保険の監査で言えば、高知市は中核市だから自前で監査をやっているが、県と高知市では違いがあるといった話を聞いたこともある。自治体によってバラバラの局面が出てこないように、最低限の生活の根幹である部分については県全域にわたる広域事業にして、全県一区にしてしまうような考えはできないだろうか。

(根小田会長)

- ・例えば、保険財政を県一本にするという議論はあって、安芸地域の市町村長との意見交換会でもそのような意見は出た。検討の余地があると思うが、広域行政の問題としてどう考えるかだと思ふ。それは、今、県でも検討しているところではないか。

(隅田副部長)

- ・まだ具体的に確定していないが、例えば、今度、後期高齢者医療の関係で広域連合ができるが、それと似たような形で県も入った広域連合制度なんかを新たにつくることを検討できないか考えている。ただ、そこへ直ちに介護保険の事務が入ることになるのか、色々研究も必要な状況。
- ・少なくとも県内一円でやっていく方がいいようなものは、県も参画する形で、できるだけそういう方向で実現できないか、事務的な検討をしている。現行制度の中では非常に課題も多く、慎重な議論が必要だが、企画振興部としては、そういう方向へいきたいという思いで庁内の各部署にも投げかけをしている。

(山本委員)

- ・そういう形がある程度あれば、市町村合併の話を持ちかけられても安心できる。

(根小田会長)

- ・一次合併で全国的に色んな動きがあった時、サービス水準が一番高いところに合わせ、コスト負担が一番低いところに合わそうといった動きがあった。これは、ものすごくいいことのように思えるが、長期的に見ると財政的には大変なことになる。すると、やっぱり、個々の市町村でバラつきがある中でどのあたりにサービスの水準と負担を設定するのかという議論が起らざるを得ない。

- ・財政的な面では、県全体で保険財政を一元化することが可能であれば、そういう形を検討すべきだ。

(坂本委員)

- ・山本委員のおっしゃることは、合併しなくても、例えば、医療・介護・教育・消防といったことは、県下全域の広域連合でやっていこう、あるいは少し遠い将来をにらめば四国全域でやろうということで、それは、選択肢の中の1つとしてあると思う。ただ、それを答申の前面に出すかどうかは、少し議論の余地があると思う。
- ・あと1点、「おわりに」のところの「県の果たすべき役割・リーダーシップ」に関連するが、今、実際に合併した市町村を県が本当にフォローしているのかという部分で、県には非常に責任があると思う。合併がうまくいっているところについては、それを他の市町村に水平展開をすべきだし、非常に懸案を抱えているところについては、そこをどうやってブレイクスルーするのか、また、それをブレイクスルーできれば、さらに横へ展開していく材料になる。
- ・合併を推進する以外での県のリーダーシップの一つは、合併したところをきちんとウォッチし、フォローし、絶対に成功裡に終わらせること。少なくとも、失敗させない責任が県にはある。是非、「役割」の中に「合併推進」ばかりでなく、県としてちゃんと責任をとっていくといった内容がある。

(片岡委員)

- ・一週間ぐらい前、高知県でも一番介護保険料が高く、高齢化率も高い土佐町で、社協の方が中心になって住民の手によるデイサービスのようものが立ち上げられた。一所帯300円の寄付を集めたそうだが、町民に大変喜ばれ、来年度も引き続きこういう形でやっていくようだ。ここでは、「これ以上介護保険料が高くならないように、介護予防のためのデイサービスができる、みんなの集いの場所・助け合いの場所をつくろう」ということで、「300円を出してほしい」と町民に寄付を呼びかけ、うまく動き出したようだ。
- ・そんな話を聞くと、行政や国に要求ばかりするのではなく、住民自身が合併をした後に「良かったね」と思えるような、住民の自己決定・自己責任の仕組みを表していくことが必要。この審議会でも、これまでに「地域力」「住民力」ということが意見で出されているが、「7. おわりに」には、「新しく合併する住民の力が、どうしても高知県のためには必要だ」ということを書き入れてもらいたい。

(根小田会長)

- ・分かった。他に「おわりに」のところで何かないか。いろんな意見を出していただくのは、今回までで、次回からは答申案の議論になると思う。

(松本委員)

- ・こういう論議を重ねてきたが、一次合併の県の担当者として、一次合併を通し大変だったことや、これからの市町村の新たな合併に向けて、所感、雑感を隅田副部長に少しコメントしてもらいたい。

(隅田副部長)

- ・一つは、住民の皆様に、合併の趣旨とか、将来どういうふうになっていくかということをご理

解いただくということが、非常に難しいと感じた。それは各市町村も同じ苦勞をされたと思う。今回の構想には、それを書いていかなければならないが、構想実現に向けた協議組織の設置といったことも大事なポイントだと思う。

- ・今日も松本委員から話があったが、住民にとって負担の問題は、色んな意味で合併を左右する出来事だと思う。新たなまちになると、どうしても料金を一体化していく必要があるが、現実には1つでも負担が上がるということが前面に出ると、住民からは合併自体が駄目だという反応をされる場合が多い。そういう不満に対して、「すべてが上がるのではありません。逆に、こんな施設も使えるメリットがありますよ」といったことをどう上手に説明していくかが、非常に難しかったように思う。
- ・高知の場合、一次合併は近隣同士の合併だったとはいえ、色んな曲折があったので、支所の機能については、他県のような単なる窓口事務処理という形ではなく、総合支所的あるいは分庁的な機能を持たせて、できるだけ地域に配慮した。ただ、そうなると、合理化・効率化という部分と若干相容れない部分も出てくる。今後の合併を考える場合には、住民に安心感を持ってもらうためにどういうふうな措置が出来るのが重要になってくると考えている。
- ・ただ、当時と比較して財政的な厳しさは一段と増している。そのあたりをどう理解してもらうのか、合併しても若干負担が上がる場合をどう理解していただくか、広域の組織をどんなにやっていくかといったことが、答申をいただいた後に県が構想を立てる際の大きなポイントになってくる。

(根小田会長)

- ・答申の構成案の全体にわたってでも結構だが、何か強調しておきたいといったことがあれば、意見をお願いしたい。

(川村委員)

- ・「2. 地方自治体を取り巻く諸情勢」の中の項目の並びだが、1番目が「少子高齢化、過疎化、人口減少社会への突入」で、2番目に「国・地方の財政の逼迫化、財政危機」、3番目が「地方分権改革、地方構造改革」というようなことを「地方にできることは地方に」というような言葉にし、そして、「道州制の論議が高まってきた中で全国的に市町村合併の進捗状況がこうだった」という並びになるのではないかと。

(根小田会長)

- ・大体、そういう形がいいと思うが、答申づくりに取り組んでいくうえで、筋が通るようにしていきたい。

(川村委員)

- ・その中で、21世紀の新しい政治課題として、水、食料、環境、エネルギーの問題があり、「そういったことに対応していくには小さい自治体では難しい。循環型社会を創造し、構築していくにはある程度の規模が必要だ」というくり方になると思う。
- ・それと、「4」の上から3つ目に「背景としての生活圏域の広がり」と交通・通信手段の改善」とあるが、これは「改善」よりも、「イノベーション」「革新」とかいう考えではないかと。

(根小田会長)

- ・そういう新しい政治課題に関する観点についても付け加えるということで、「2」か「4」あたりで触れていきたいと思う。
- ・「改善」は「革新」にしたい。

(川村委員)

- ・「生活圏の広がり」に関して言えば、「明治22年の市町村制から117年も経ち、その間には、住民の行動範囲もずいぶん違ったものとなり、それと同時に価値観が多様化した」ということを謳ってほしい。
- ・先ほど、コミュニティの話があったが、例えば、過疎の小学校ではソフトボールのチームができないといった状況がある。「地域的なコミュニティだけではなく、機能的なコミュニティが必要であり、そのためには、ある面、人口規模が必要で、多様な価値観に対応できる自治体運営が必要となっている背景がある。明治22年から続いてきた自治体では、それに十分に 대응することができない部分がある」といったことが、ここに出てくるのではないか。

(根小田会長)

- ・これは原点の話であり、公共サービスとして何を成すべきかという話と関わってくる。よく分かったので、少し考えさせてほしい。価値観の多様化に関しては「住民が自主的にやったら良い」といった話が出てくるかもしれないので、なかなか議論としては苦しい。

(川村委員)

- ・その通りだが、やはり、コミュニティといえば、地域的コミュニティの概念を強く持つが、都市の人は相対的に低いだろうと思う。そこをコミュニティというくりだけでいいのかという意味。
- ・それから、「5」になるかと思うが、「警察」の位置付けが重要な部分になる。住民が防犯や安心について考えていくうえで、公的な機関としての警察をもう少し強く出していきたい。

(根小田会長)

- ・警察は、基本的には今の県レベルの話だ。治安といった機能を広域の基礎自治体が担うことにはならないだろう。

(川村委員)

- ・ここは、「生活機能とは少し違うもの」という表現があればいい。

(坂本委員)

- ・今後、地方分権をどんどん進めていくということは、ある意味、地域の自立・自己責任という部分をもっと出てくることになる。そうすると、広域になった時には、広域なりに自分たちで自前の産業を育成していく必要があり、そこは県全体でお互い水平補完していけるようなことを「5」のあたりかどこかに書いておく必要がある。

(根小田会長)

- ・おっしゃる通り、産業振興政策については、「4」か「5」で書く必要があると思う。

(島田委員)

- ・「4」の最後の項目の「具体的な市町村の組合せ(広域化の枠組み)」については、これまで3つ、6つといった話はあったが、結論が出ないままになっている。会長は、どういう形でまとめられようとしているのか。

(根小田会長)

- ・不確定要素もかなりあるので非常に難しい。次回の会議に向けて考えようとしているところで、まだ結論は出ていない。
- ・次回の審議会の議論は、ポイントを3つぐらいに絞っていきたいと思うが、今の問題が1つの重要な議題になると思う。

(島田委員)

- ・それと、坂本委員から「エリアの線引きはぼかしてはどうか」というご意見もあったが、その辺はどうか。

(根小田会長)

- ・ぼかさない方がいいと思っている。

(坂本委員)

- ・事務局から基準を披露してもらいたい。例えば、自治を自己完結型でできるための人口規模。もう一つは、一定のアクセシビリティ。時間距離は無視できないし、対人サービスに関しては、やはり、距離というものが厳然と残るだろう。例えば2時間であれば、端から端まで4時間になる。
- ・そういうものが客観的に枠組みを決めていく1つの基準であり、それ以外には、各市町村の長期的な人口動態予測を前提に考えると見えてくるのではないか。

(根小田会長)

- ・今日はもう時間がないが、10月には答申を出すのが当初の予定であり、そのスケジュールで頑張りたい。
- ・次回は、この答申の構成案にしたがって答申素案、あるいはタタキ台をつくり、それに基づいて議論していきたい。その時には、先ほど島田委員がおっしゃった問題も議論になるし、もう1つは、高知市の位置付けをどうするのかという問題もある。多くの課題は議論できないと思うが、最後に決着をつける課題をいくつか絞り、タタキ台に沿って議論したい。その際に客観的に考える基準・データなどについては、事務局と相談して整理をしていく。
- ・次回からは、いよいよ最終的な段階に入っていくので、よろしくお願ひしたい。

以上